第四３②②ロ中「（法第９条第８項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）」及び「、地方公共団体が、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき構造改革特別区域の認定（「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」）を申請し、その認定を受けた地域において」を削り、「網猟免許及びわな猟免許所持者」を「猟法の種類に応じた狩猟免許所持者」に改め、「かつ、」の下に「当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより」を加え、「従事者に網猟免許及びわな猟免許」を「従事者の中に当該免許」に、「含む」を「補助者として含む」に、「、網猟免許及びわな猟免許を」を「、当該免許を」に改め、「捕獲を行うよう指導するものとする。」の下に「当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。」を加え、同②からの次に次の段落を加える。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

第四３②③ホ中「市町村を」を「市町村に」に改め、「助言するものとする。」の下に「また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合においては、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。」を加え、同ホ中「実施が確保されるように行う」を「実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努める」に改め、「鳥獣の生息状況等を踏まえ」の下に「、生息環境の改善」を加え、「、生息環境の改善等」を削り、「並びに」を「とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに」に改め、同ヘ中「中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。」を「大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。」に改め、同③中「実施するものとする。」の下に「特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。」を加え、同ト中「編成するよう指導する」の下に「とともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導する」を加え、「その際、捕獲隊員」を「その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等」に改め、同３を同４とする。

第四２⑴③ホ「数（羽、頭、個）。」の下に「ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。」を加え、同ヘ⑶ホ「脱落するものであること。」の下に「また、装着する標識が鳥獣の観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。」を加え、同２を同３とする。

第四１⑴②ホ「人為的に導入された鳥獣」を「外来鳥獣等」に、「この限りではない。」を「、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。」に改め、同②⑴ヰ「必要最小限のもの」の下に「（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）」を加え、同⑶ヰ「行うものとする。」の下に「特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。」を加え、同④ヰ「愛がん」を「愛玩」に、「努めるものとする。」を「努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。」に改め、同⑷の見出しヰ「愛がん」を「愛玩」に、同ホ中「飼養する目的」の下に「（特別の事由があると都道府県知事が認めるものに限る。）」を、「捕獲する場合。」の下に「なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。」を加え、同⑹⑵ヰ「ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう」を「ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう」に改め、同⑺ヰ「十分周知をはかるものとする。」の次に次の段落を加える。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

第四１⑻ヰ「求めるものとする。」の下に「また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。」を加え、同⑼ヰ「西日本のツキノワグマや東北地方のニホンザル等」を「地域における」に改め、同１を同２とし、同第四柱書きの次に次のように加える。

１　鳥獣の区分と保護管理の考え方

鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護管理の考え方が重要であることから、Ⅰ第二―１及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載するものとする。

⑴　希少鳥獣

都道府県のレッドリストに記載されている鳥獣については、必要に応じ、Ⅰ第二―１に準じて対象種と保護管理の考え方を整理する。

⑵　狩猟鳥獣

狩猟鳥獣であっても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、法第12条に基づき所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、対象種と保護管理の考え方を整理する。

⑶　外来鳥獣等

外来鳥獣等については、必要に応じ、Ⅰ第二―１に準じて対象種と管理の考え方を整理する。

⑷　一般鳥獣

上記⑴～⑶以外の鳥獣については、必要に応じ、Ⅰ第二―１に準じて対象種と保護管理の考え方を整理する。

第五中「並びに猟区」を「、猟区並びに指定猟法禁止区域」に改め、同３⑵ヰ「連携した」を「連携し、積極的な」に改め、同３の次に次のように加える。

４　指定猟法禁止区域

⑴　指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

なお、現在、法第12条第２項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

⑵　許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

⑶　条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

第六３中「整合を図るため、」の下に「原則として」を加える。

第六５中「この場合、個体数又は生息密度に係る目標の設定は、大雪等の環境変動のリスクを見込んでも地域個体群が安定的に存続できる水準を下回ることのないように設定するものとする。」を削る。

第六６⑴中「なお、不妊処置による個体数管理は、現時点ではその技術手法が十分に確立しておらず、効果予測も困難であることから学術研究として試験的に行うにとどめるものとする。」を削る。

第六７の８の見出しの次に次の段落を加える。

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。